

住宅用太陽光発電に助成します

環境保全課生活環境係 ☎236074

地球温暖化対策の一環として、市内におけるクリーンエネルギーの普及を図るため「住宅用太陽光発電システム」の設置費用の一部を助成します。太陽光発電システムは、発電時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないクリーンな自然エネルギーとして普及が期待されています。助成を希望する人は、必要書類をそろえて申請してください。

- 受付期間 十二月二十八日(火)まで(先着順)
- 補助件数 八十件程度(申請金額によって変わります)

補助金額

太陽電池モジュール(パネルなど)の公称最大出力一キロワットあたり三万五千円(上限三・五キロワットで上限額十二万二千五百円)

対象者

市税の滞納がない市内に居住する(これから居住する人も含む)人で、システムを設置する建物を住居(店舗または事務所との兼用も可)とし

て使用する人
※設置者の所有物でない建物に設置する場合は、書面で建物の所有者の承諾を得ること

※別荘に設置する場合は、設置者が市内に所有する建物であること

対象システム

国の「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の交付を受ける発電システムで、平成二十二年四月一日から平成二十三年二月二十一日までに設置工事に着手し完了するもの(一般用)、または引渡しを受けるもの(建売用)

申請方法

事前に国の補助金を申請し決定後、環境保全課に備え付けの申請書に必要な書類を添えて提出してください。

※「大崎市住宅用太陽光発電普及促進事業補助金交付要綱」、申請書は、環境保全課で配布しています。また、市ウェブサイトでダウンロードできます。
※郵送での提出は受け付けません。

市有地の売却

契約管財課管財係 ☎235177

市では、市有地を先着順隨意契約方式により売却します。市であらかじめ決めた予

定価格以上で最も高い価格をつけた人に購入していただく方法です。詳しくは、市ウエ

ブサイトをご覧ください。契約管財課までお問い合わせください。

平成 22 年 8 月 2 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで

◆申込受付期間

| 売却物件 | 面積 | 地目 | 予定価格 |
|-----------------------|-------------------------|-----|--------------|
| 売却物件① 古川駅東二丁目 248 番 6 | 430.96 m ² | 宅地 | 17,235,500 円 |
| 売却物件② 古川二ノ橋 227 番 13 | 427.39 m ² | 宅地 | 11,872,200 円 |
| 売却物件③ 古川新田字大西 37 番 4 | 915.25 m ² | 宅地 | 12,926,600 円 |
| 売却物件④ 古川石森字宮在家 46 番 5 | 887.02 m ² | 宅地 | 6,483,800 円 |
| 売却物件⑤ 松山千石字五良八 40 番 4 | 3,616.00 m ² | 雑種地 | 17,834,500 円 |
| 売却物件⑥ 松山千石字五良八 40 番 7 | 1,257.00 m ² | 雑種地 | 6,199,600 円 |

第二次集中改革プランの取り組みについて

行政改革

大崎市では「財政の健全化」と「市民満足度の向上」を目的に、集中改革プランによる行政改革に取り組んでいます。

平成十九年度から二十一年度までの三年間では、五十七億二千万円の財政効果

を上げ、財政健全化に向けた歩みを一歩進めることができました。しかし、長引く景気の低迷により、依然として厳しい財政状況が続く見込みです。そこで、行政改革大綱の一部を改訂して、平成二十二年

度から平成二十四年度までの三年間、第二次集中改革プランに取り組みます。今回のプランでは、二十二項目に取り組み、約三十七億六千万円の財政効果を見込んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

行政改革推進課 ☎232285

事業仕分け

事業仕分け評価委員募集

行政改革推進課 ☎232285 FAX232427

市が実施する事務事業について、そのあり方を抜本的に検討し、市政運営の透明化を図り市民参画を推進するため、大崎版市民参加型事業仕分けに取り組みます。

この事業仕分けの評価を行う事業評価委員を市民の皆さんから募集します。

委員は、事業仕分けの協議を傍聴し、次の区分により判定を行います。

- 1) 実施することが必要な事業である
- 2) 民間や市民協働で実施すべき事業である
- 3) 市で実施すべき事業であり、現行どおりの実施でよい
- 4) 市で実施すべき事業であるが、改善して実施すべきである

会議

十月に二回程度

応募要件

市内に三カ月以上居住する満二十歳以上の人(平成二十二年七月一日現在)で、市税を滞納していない人
※ただし、次の事項に該当する人は応募できません。

- (1) 市の附属機関などの委員に なっている人
- (2) 現職の国、県、市議会議員 または大崎市職員

人数

十五人

任期

平成二十二年九月一日から平成二十三年三月三十一日まで

申込

市役所東庁舎一階市政情報センター、西庁舎四階行政改革推進課、各総合支所総務課で配布している応募用紙に必要事項を記入し、行政改革推進課(西庁舎四階)へ持参、郵送、ファクスまたは電子メールにて提出してください。(応募用紙は市ウェブサイトからもダウンロードできます。)

受付

八月十三日(金)まで(郵送の場合、十三日(金)必着)

その他

定員を超えた場合は、八月十七日(火)午後一時三十分より、本庁舎北会議室二階で公開抽選を行い、結果は応募者全員に郵送します。

第2次集中改革プラン 主な取り組み

| 推進項目 | 内容 | 目標額(千円) |
|---------------|---|-----------|
| 大崎版市民参加型事業仕分け | 市が実施する事務事業について、そのあり方を抜本的に検討する場として市民参加による事業仕分けを行うことで、市政運営への市民参画を推進し、職員の意識改革を行う | - |
| 定員適正化計画の推進 | 効率的な組織機構の構築などにより、職員削減を行い、財政の健全化を推進する | 2,333,149 |
| 滞納整理の推進 | 市の歳入確保に加え、滞納整理を強化することにより、市民間の公平性の確保を図る | 177,316 |
| 使用料などの収入確保 | 未納者に対する徴収体制の強化に加え、債権回収の集約化について検討する | 20,334 |
| 遊休資産の売却 | 遊休資産を積極的に売却する | 24,000 |
| 病院事業の経営健全化 | 市民病院の基本的方針や改善目標を明確に示し、経営の安定化を目指す。特に、収入増加策および支出減少策については積極的に推進する | 1,200,000 |
| その他 | 幼稚園の統合や自主財源の確保など | 6,960 |
| 計 | | 3,761,759 |